

2 子会社運動株式に係る売買等をする場合における法第百六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち運動子会社の同項第五号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めることとする。

〔二〕六 略

七 令第二十九条第一号に掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当するこ

イ 業務上の提携を行う場合にあつては、当該業務上の提携の予定日の属する当該運動子会社の事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該業務上の提携による当該運動子会社の売上高の増加額が当該運動子会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次の(1)から(3)までに掲げる場合においては、当該(1)から(3)までに定めるものに該当すること。

(1) [略]
 (2) 業務上の提携により相手方に株式を新たに取得される場合 新たに当該相手方に取得される株式の数が当該運動子会社の最近事業年度の末日又は株式の併合、株式の分割若しくは株式無償割当てがその効力を生ずる日のうち最も遅い日における発行済株式（発行済優先出資を含み、自己株式及び自己優先出資を除く。）の総数の百分の五以下であること。
 (3) 業務上の提携により相手方に株式を新たに取得される場合 新たに当該相手方に取得される株式の数が当該運動子会社の最近事業年度の末日又は株式の併合、株式の分割若しくは株式無償割当てがその効力を生ずる日のうち最も遅い日における発行済株式（発行済優先出資を含み、自己株式及び自己優先出資を除く。）の総数の百分の五以下であること。

〔二〕六 同上

イ 同上

〔二〕六 同上

2 子会社運動株式に係る売買等をする場合における法第百六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち運動子会社の同項第五号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めることとする。

〔二〕六 略

2 子会社運動株式に係る売買等をする場合における法第百六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち運動子会社の同項第五号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めることとする。

〔二〕六 同上

イ 同上

〔二〕六 同上

口 業務上の提携の解消を行う場合にあつては、当該業務上の提携の解消の予定日の属する当該運動子会社の事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該業務上の提携の解消による当該運動子会社

府省令第一号 の一部を次のように改正する。

口 業務上の提携の解消を行う場合にあつては、当該業務上の提携の解消の予定日の属する当該運動子会社の事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該業務上の提携の解消による当該運動子会社

○内閣府省令第三号
 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十三条第二項の規定に基づき、幼保連携認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年九月二十七日

府 令 • 省 令

備考 表中の「」の記載は注記である。
 附 則
 (施行期日)

1 この府令は、令和七年四月一日から施行する。
 (罰則に関する経過措置)

2 この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔八〕十二 略

〔八〕十二 同上

〔二〕六 略

〔二〕六 同上

の売上高の減少額が当該運動子会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次の(1)から(3)までに掲げる場合は、当該(1)から(3)までに定めるものに該当すること。

〔二〕六 略

〔二〕六 同上

幼保連携認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成二十六年内厚生労働省令第一号）の一部を改正する命

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

附 則	改 正 後	附 則	改 正 前
<p>(幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例)</p> <p>第三条 施行日から起算して十二年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第五条第三項の規定の適用については、同項の表備考第一号中「かつ」とあるのは、「又は」とすることができる。</p>	<p>(幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例)</p> <p>第三条 施行日から起算して十年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第五条第三項の規定の適用については、同項の表備考第一号中「かつ」とあるのは、「又は」とすることができる。</p>	<p>(幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例)</p> <p>第三条 施行日から起算して十二年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第五条第三項の規定の適用については、同項の表備考第一号中「かつ」とあるのは、「又は」とすることができる。</p>	<p>(幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例)</p> <p>第三条 施行日から起算して十二年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第五条第三項の規定の適用については、同項の表備考第一号中「かつ」とあるのは、「又は」とすることができる。</p>

省

この命令は、公布の日から施行する。

<p>(法第七十条の二第一項のその子が一歳に達した日後の期間について育児休業等をすることが必要と認められるものとして総務省令で定める場合)</p> <p>第二条の五の五 法第七十条の二第一項に規定する総務省令で定める場合は、次のとおりとする。</p>
<p>(法第七十条の二第一項のその子が一歳に達した日後の期間について育児休業等をすることが必要と認められるものとして総務省令で定める場合)</p> <p>第二条の五の五 法第七十条の二第一項に規定する総務省令で定める場合は、次のとおりとする。</p>

今

備考 表中の「」の記載は注記である。

改 正 後	改 正 前		
<p>(令和五年度から令和十年度までの間ににおける標準報酬平均額の算定のために必要な事項の報告)</p> <p>第二条 日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）は、厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七） </p>	<p>(令和五年度から令和八年度までの間ににおける標準報酬平均額の算定のために必要な事項の報告)</p> <p>第二条 日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）は、厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七） </p>	<p>厚生労働大臣 武見 敬三</p>	<p>令和六年九月二十七日</p>

この省令は、令和七年四月一日から施行する。
この省令による改正後の地方公務員等共済組合法施行規則（以下「新規則」という。）第二条の五の五第一項（地方公務員等共済組合法施行規則第二条の五の五第二項において読み替えて適用する場合及び同令第二条の五の六において準用する場合を含む。）の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後にその地方公務員等共済組合法第七十条の二第一項に規定する子が一歳に達する組合員（地方公務員等共済組合法施行規則第二条の五の五第二項において新規則第二条の五の五第一項の規定を読み替えて適用する場合にあっては施行日以後に休業することとする一の期間の末日とされた日が到来する組合員とし、同令第二条の五の六において新規則第二条の五の五第一項の規定を準用する場合にあっては施行日以後にその当該子が一歳六か月に達する組合員とする。）について適用する。

二条第六項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等による保育（以下この号において「保育所における保育等」という。）の利用を希望し、申込みを行つてゐるが、当該子が一歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合（速やかな職場復帰を図るために保育所における保育等の利用を希望しているものであると組合が認められる場合に限る。）	二条第六項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等による保育の利用を希望し、申込みを行つてゐるが、当該子が一歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合
〔二 略〕	〔二 略〕